医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数

（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘤摘出術等	22
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成術等	0
イ 水頭症手術等	4
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	1
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術	0

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状線全摘 （亜全摘）術（両葉）	0 0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	1
キ 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡・腹腔鏡を用いる手術	14

その他の区分に分類される手術	件数
人工関節置換術	12
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和8年3年1日

医療法人大慶会 星光病院